

全国警備業政治連盟 規約

令和元年5月12日制定

令和2年6月10日改正

令和8年4月 1日改正

(名称)

第1条 本連盟は、全国警備業政治連盟という。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を東京都におく。

(目的)

第3条 本連盟は、警備業の社会的・経済的地位の確保・向上と、警備業の発展を促進させるための政治活動を行うことを目的とする。

(会員)

第4条 本連盟の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 各都道府県警備業連盟、各都道府県警備業政治連盟
- (2) 賛助会員 本連盟の趣旨に賛同する警備業者

(入会)

第5条 本連盟の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び理事の3分の2以上の承認を得て、これを除名することができる。

- (1) 政治資金規正法、公職選挙法等の法令に違反するなど、本連盟の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) この規約又は総会の決議に反するような行為があったとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(活動の区域)

第8条 本連盟の活動区域は、全国とする。

(事業)

第9条 本連盟は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政党、政治家その他関係機関への要請(陳情)活動
- (2) 国及び地方自治体の予算等に関連した議会動向等の把握
- (3) 機関紙の発行
- (4) 調査研究、講演会等の開催
- (5) 広報活動
- (6) その他、本連盟の目的達成のため必要な事業

(機関)

第10条 本連盟に、総会及び理事会をおく。

(総会)

第11条 総会は正会員並びに理事及び監事をもって構成し、本連盟の最高の意志決定機関とする。

- 2 総会における議決権は、正会員及び理事が行使する。
- 3 正会員及び理事は、それぞれ1個の議決権を有する。なお、正会員の代表者である理事は、理事としての議決権を有しない。
- 4 総会は、年1回の定時総会及び必要に応じて開催する臨時総会とする。
- 5 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 6 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の成立)

第12条 総会は正会員及び理事の過半数の出席によって成立し、議事は出席した正会員及び理事の過半数をもって議決する。ただし、規約の変更については、出席した正会員及び理事の3分の2以上の承認を必要とする。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算

(総会の書面決議)

第14条 第11条第5項の規定にかかわらず、会長は、理事会の承認を得て、総会を招集することなく書面による決議を行うことができる。

- 2 正会員及び理事は、総会が招集された場合においてあらかじめ通知のあった事項については、書面をもって議決権を行使することができる。

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を決議する。

- (1) 重要な会務の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) その他の重要事項

- 2 理事会は、会長が招集する。

(理事会の成立)

第16条 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、議事は出席した理事の過半数をもって議決する。

(理事会の書面決議)

第17条 第15条第2項の規定にかかわらず、会長は、理事会を招集することなく書面による決議を行うことができる。

- 2 理事は、理事会が招集された場合においてあらかじめ通知のあった事項については、書面をもって議決権を行使することができる。

(役員)

第18条 本連盟に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 数名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名以内

- 2 役員は、総会において選任する。

- 3 理事及び監事は、兼ねることができない。

- 4 会長は、理事の互選により選出する。

- 5 副会長数名、法令に基づく会計責任者1名、会計責任者の職務代行者1名については、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得て決定するものとする。

(役員職務)

第19条 会長は、本連盟を代表し、運営を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。
- 3 会計責任者は、法令に基づいて会計を統括する。
- 4 会計責任者の職務代行者は、会計責任者に事故があるときに、その職務を代理する。
- 5 理事は、この規約で定めるところにより、職務を執行する。
- 6 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する職務を行う。また、監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第20条 役員任期は、役員が選任された総会から2年後の総会までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠選任された役員任期は、前任者の残期間とする。

(顧問及び相談役)

第21条 本連盟に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、解除する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ、また、会長の要請に基づき、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第22条 本連盟の経費は、正会員の分担金、その他の収入をもって支弁する。

- 2 正会員は、理事会の定めるところにより、分担金を納入するものとする。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、機関紙購読料を納入するものとする。

(会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

(経過措置)

本則にかかわらず、本連盟設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

1	理事長	理事	青山	幸恭
2	副理事長	理事	橋本	満
3	会計責任者	理事	井澤	卓司
4	会計責任者の職務代行者	理事	金子	慶太郎
5	理事		宮武	亨丞
6	理事		後藤	公伸
7	理事		榎本	博
8	理事		七河	義孝
9	理事		近藤	雅則
10	監事		横川	毅
11	監事		池田	秀樹

また、各都道府県警備業連盟が10以上設立されたときに総会を開催するものとし、それまでの間においては、本連盟の運営等に関する事項は理事会において決定する。